

段階取得に係る損益の経済的影響

小 阪 敬 志

I はじめに

二〇一三年九月に企業会計基準委員会 (ASBJ) によって、企業会計基準第二一号「企業結合に関する会計基準」(以下、基準第二一号) および企業会計基準第二二号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下、基準第二二号) が改訂された。この改訂によつて、従来「少数株主」と呼称されていた親会社以外の子会社の株主が「非支配株主」と改称され、連結財務諸表の表示が変更された。また、子会社株式の追加取得時や一部売却時の取扱いなど、会計処理面での変更も行われており、基準改訂による実務への影響が懸念される。他方、今般の基準改訂において検討の俎上に上つたものの、改訂せずに現状を維持した項目もある。特に子会社に対する支配を喪失した際の残存する持分投資の取扱いについて、基準第二一号(六四―三項)では「∴他の会計基準にも影響する横断的な論点であることに加え、段階

取得の検討経緯…を踏まえると、実務における段階取得の適用状況をまず検証すべきという意見もある。これらの点を踏まえ、今後、段階取得の適用状況の調査を含む、企業結合に係る実態調査を適切な時期に始めることとし、そのうえで、…会計処理の検討に着手する時期を判断する」（傍線は引用者による。以下同様）としている。支配喪失時の残存持分投資の取扱いについては、国際財務報告基準（IFRS）における規定との間に相違があり、コンバージェンスの観点から足並みを揃えるには現行規定の改訂が求められる。しかし、ASBJは上記のように基準改訂がもたらす影響を考慮し、支配の喪失と密接に関連する論点である段階取得に係る規定の適用状況などの実態調査の必要性を唱え、今般の改訂では取扱いを変更せず現状維持することとした。¹⁾

そこで本稿では、段階取得に関する我が国の現行規定を整理するとともに、実際の企業における段階取得に係る規定の適用状況を調査することで、段階取得の論点を整理し、会計処理の結果生じる「段階取得に係る損益」がどのような経済的影響をもたらさうるかについて考察を加える。

Ⅱ 段階取得の論点と処理規定

段階取得とは、取得が複数の取引によって達成されることをいい（基準第二号、二五項）、より具体的には、複数回の取引によってある企業が他の企業に対する支配を獲得することをいう。基準第二号（一〇項）によれば、他の企業を取得する企業を「取得企業」といい、当該他の企業を「被取得企業」という。なお、基準第二号では、取得企業に該当する企業を「親会社」とし、被取得企業に該当する企業を「子会社」としている（六項）。

段階取得は企業結合の一類型であるが、その性質から複数の論点がある。第一に、支配獲得前に保有する持分投資

(以下、非支配持分投資)の会計処理に関する論点である。これは厳密には金融資産としての持分投資について検討すべき論点の一部であつて、段階取得特有の論点とは言い難い。しかし、段階的な支配の獲得の会計処理は、非支配持分投資の会計処理方法と密接な関係を有することから、本稿でも検討対象に含める。第二に、支配獲得時における非支配持分投資の再測定に関する論点である。支配の獲得という経済事象によつて、非支配持分投資を支配獲得時の公正価値^②(Fair value)で再測定するか否かについては、複数の見解が存在する。第三に、非支配持分投資の公正価値による再測定を行う場合に生じる、再測定差額の取扱いに関する論点である。以下では、数値例を用いて現行の日本基準の規定を確認しながら、関連する論点を検討していく。

1. 非支配持分投資の会計処理規定

企業会計基準第一〇号「金融商品に関する会計基準」(以下、基準第一〇号)によれば、非支配持分投資は、①売買目的有価証券、②その他有価証券、③関連会社株式のいずれかに分類される(一五項から一八項)。基準第一〇号は、金融資産については、期末における公正価値測定が投資情報の提供や企業の財務認識の観点から必要との基本認識を示しつつ、その保有目的等によつては、公正価値測定が必ずしも企業の財政状態や経営成績を適切に財務諸表に反映させることにはならないと考えられることから、保有目的別に会計処理を定めている(六五項、六六項および六九項)。以下では簡単な数値例を用いて、各保有目的において必要となる会計処理を確認する。なお、基準第一〇号だけでなく、会計制度委員会報告第一四号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、委員会報告第一四号)の規定も必要に応じ示す。

(1) 購入時					
(借)	売買目的有価証券	190	(貸)	現金	190
(2) 決算時					
(借)	売買目的有価証券	30	(貸)	有価証券評価益	30

※期末の公正価値220－取得原価190＝30

【設例】 P社は以下のような条件でS社の株式を現金購入した。なお、税効果は無視する。また、決算日は毎年三月末である。

(1) P社はX一年四月一日に、S社の発行済株式総数の二〇％を一九〇で現金購入した。同日におけるS社の識別可能純資産は七〇〇であり、資産および負債の公正価値はすべて帳簿価額と一致していた。

(2) X二年三月三十一日におけるS社株式二〇％分の株価（公正価値）は、一二〇であった。なお、X二年三月期にS社は一〇〇の当期純利益を計上した。これ以外に純資産の変動要因はなかった。

・ S社株式（非支配持分投資）が売買目的有価証券に分類されていた場合

売買目的有価証券とは、公正価値の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう（基準第一〇号、一五項）。上記仕訳のとおり、売買目的有価証券は期末において公正価値で再測定され、再測定に伴う差額は、損益として処理される⁽⁴⁾。

基準第一〇号（七〇項）では、売買目的有価証券の会計処理の根拠を次のように考えている。まず、投資者にとっての有用な情報が、有価証券の期末日時点の公正価値であると考えられる

(1) 購入時					
(借) その他有価証券	190	(貸) 現	金	190	
(2) 決算時					
(借) その他有価証券	30	(貸) その他有価証券評価差額金		30	

ことから、売買目的有価証券を公正価値によって再測定することとしている。また、売買目的有価証券に生じた公正価値の変動は、企業にとっての財務活動の成果と考えられ、さらに売買目的有価証券には公正価値で売却することについての事業遂行上等の制約がないことから、再測定に伴う差額を損益として処理することとしている。すなわち、投資者への情報提供の観点から、公正価値による再測定が要求され、その差額が企業にとっての成果であり、かつ売却に制約がないことから測定差額の損益処理が要求されている。

・ S社株式がその他有価証券に分類されていた場合

その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券をいう（基準第一〇号、一八項）。上記仕訳のとおり、その他有価証券は期末において公正価値で再測定され、再測定に伴う差額は原則として純資産の部に直接計上される。^⑤

基準第一〇号（七五項から七九項）では、その他有価証券の会計処理の根拠を次のように考えている。まず、公正価値による再測定の根拠については、金融資産の評価基準に関する基本的考え方に基づいているとする（基準第一〇号、七六項）。すなわち投資情報の開示や企業の財務認識の観点からの必要性に則って、公正価値による再測定が求められている。この点は、売買目的有価証券と同様の根拠に基づいているといえよう。他方、その他有価証券は事業遂行上等の必要性から直ちに売

買・換金を行うことには制約を伴う要素もあるとして、再測定に伴う差額（その他有価証券評価差額金）は損益として処理せず、純資産の部に直接計上される（基準第一〇号、七七項から七九項）。我が国の取引慣行として、良好な取引関係の維持・強化を目的に株式持合いを行うことがある。この持合株式に代表されるその他有価証券は、公正価値が把握できるものであっても、事業遂行上の観点等から売買・換金することに制約が伴うため、再測定差額を売買目的有価証券と同じように損益として処理することはできないということである。このように売買目的有価証券とその他有価証券とは、公正価値での売買に制約があるか否かによつて、再測定差額の取扱いが区別されている。なおその他有価証券評価差額金は、連結財務諸表上、その他の包括利益（other comprehensive income）の一項目と位置づけられ、包括利益の計算過程で当期純損益の金額に加減される⁽⁶⁾。

・ S社株式が関連会社株式に該当する場合

関連会社株式とは、関連会社に対する持分投資のことをいう。関連会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とされる（基準第一〇号、一七項）。

基準第一〇号（七三項および七四項）によれば、関連会社株式は他企業への影響力の行使を目的として保有する株式であることから、子会社株式同様、事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことが適当であるとしている。すなわち、関連会社株式に生じた公正価値の変動は財務活動の成果とは捉えられず、期末

(1) 購入時

(借) 関連会社株式

190

(貸) 現

金

190

(2) 持分法：当期純利益の振替（×2年3月期）

(借) 関連会社株式 20 (貸) 持分法による投資損益 20

※S社当期純利益100×持分比率20%＝20

持分法：のれんの償却（×2年3月期）

(借) 持分法による投資損益 10 (貸) 関連会社株式 10

※のれん50÷5年＝10

における公正価値測定も不要であると考えているのである。したがって個別財務諸表作成にあたっては、特段会計処理は行われ⁽⁸⁾ない。他方、関連会社株式は連結財務諸表において持分法 (equity method) によって評価される。

企業会計基準第一六号「持分法に関する会計基準」（以下、基準第一六号）によれば、持分法とは、投資企業が被投資企業の資本および損益のうち投資企業に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を連結決算日ごとに修正する方法をいう（四項）。通常、被投資企業の議決権の二〇％以上を保有していれば、当該被投資企業は投資企業の関連会社となり（基準第一六号、五―二項）、関連会社に対する投資は持分法の適用対象となる（六項）。上記一つめの仕訳のとおり、S社が計上した当期純利益一〇〇のうち、P社の持分比率に対応する二〇だけ関連会社株式を増額させ、同額だけ持分法による投資損益を貸方に計上する（基準第一六号、一二項）。また、投資日におけるP社のS社株式の取得原価一九〇とこれに対応するS社の資本一四〇（純資産七〇〇×二〇％）との差額五〇は、のれんとしてS社株式に含めて処理をする（一二項）。具体的には、二〇年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法等によって規則的に償却することが求められる（基準第二一号、三―二項）。上記二つめの仕訳では、【設例】で生じたのれんについて、計上年度から五年間で定額法により償却している。のれんはS社株式に含めて処理するため、償却額相当だけ関連会社株式が減少することとなる。

【図表 1】 非支配持分投資の分類と会計処理

分類	売買目的有価証券	その他有価証券	関連会社株式
個別貸借対照表	公正価値で計上 →投資者への有用な情報開示のため	公正価値で計上 →投資者への有用な情報開示のため	取得原価で計上 →公正価値の変動が財務活動の成果として捉えられない
再測定差額の取扱い（個別上）	損益 →公正価値での売買に制約がない	純資産の部に直接計上 →公正価値での売買に事業遂行上等の制約が伴う	再測定されない
連結貸借対照表	公正価値で計上	公正価値で計上	持分法評価額で計上 →関連会社に対する投資成果の反映
再測定差額の取扱い（連結上）	損益	その他の包括利益 →連結財務諸表では包括利益が表示され、その他有価証券評価差額金はその他の包括利益とされる	損益 →持分法による投資損益として処理

このように、非支配持分投資が関連会社株式に該当する場合には、公正価値の変動ではなく、被投資企業が計上した純利益に対する持分相当額という形で投資成果が認識されることとなる。ここまでの検討結果をまとめたものが【図表 1】である。

2. 持分投資の処理の枠組み

現在の日本基準では、企業会計基準委員会（二〇〇六、第四章、五六項および五七項）にあるように、企業が行う投資の性質を事業投資と金融投資に区別した上で、それぞれの投資の会計処理方法を検討する考え方が基礎に

【図表2】 現行の日本基準の基礎にある投資分類の考え方

	事業投資	金融投資
事前に期待する投資の成果	対象資産を使用して企業の事業を遂行することで、利益を獲得すること	対象資産の公正価値変動から利益を獲得すること
投資の成果が事実へ転化する（投資のリスクから解放される）時点	対象資産を使用した事業活動より現金等を獲得したとき	対象資産の公正価値等が変動したとき
対象資産の測定値	取得原価	公正価値

あり、持分投資の会計処理もこの考え方に基づいて規定されている。辻山（二〇〇五、一一二頁）によると、「事業投資とは、企業が事業の遂行を通じて成果を得ることを目的にした投資：であり、金融投資とは、もっぱら市場価格の変動によつて利益を獲得することを目的にした投資：である」とされる（【図表2】）。この区別は、投資に先立つて事前にどのような成果を期待していたか、という観点から行われるものであるといえ、企業の投資対象となる資産の外形ではなく、投資の実質的な性格からみて事業投資か金融投資かが判断されることとなる。

投資の成果に着目して区別される事業投資と金融投資とは、投資収益の認識の契機が異なる。事業投資の場合、事前に期待した成果が事実へと転化するの、事業活動のリスクに拘束されない現金等を獲得した時点である。したがって、投資対象である資産の公正価値が変動しても、係る事象が投資成果の認識の契機とはならないため、公正価値測定が行われず原価のまま据え置かれることとなる⁹⁾。他方、金融投資は事業活動に拘束されない余裕資金の運用として実行される投資であり、公正価値で売却することに何らの制約も伴わない。したがって、投資対象の公正価値に変動が生じれば、直ちに事前の期待が事実へ転化したものと認定される¹⁰⁾。すなわち、金融投資の対象資産

は公正価値による再測定の対象となる（**図表2**）。このような相違があるものの、いずれの投資についても、その投資収益の認識は「リスクからの解放」という概念で統一的に説明される。この概念は、企業会計基準委員会（二〇〇六）でも採用されており、「投資のリスクとは、投資の成果の不確定性であるから、成果が事実となれば、それはリスクから解放されることになる」とされる（第三章、一三三項）。

この考え方に基づいて、金融投資にあたる売買目的有価証券には公正価値による再測定と測定差額の損益処理が求められ、事業投資にあたる関連会社株式は公正価値による再測定が求められないという、基準第一〇号の取扱いが導き出されている。この考え方では、投資成果のリスクからの解放と期末における公正価値による再測定とが、一体の論点として検討されているといえよう。例えば、売却に制約が伴うその他有価証券については、公正価値による再測定差額が投資のリスクから解放されているとはいえないため、そもそも公正価値による再測定を求めることができないこととなる。しかし、資産測定の問題と測定差額の取扱いの問題とは別々に議論する余地があり、実際には公正価値情報の開示という観点からその他有価証券の再測定が求められつつ、その一方で投資の成果とはいえない（リスクから解放されていない）測定差額は、損益として処理しないという取扱いが採用されているといえる。つまり、現行の日本基準における非支配持分投資の会計処理の基礎には、資産を金融投資と事業投資に分類するという考え方があつたものの、それによつてすべての規定が統一的に説明されるわけではない。なお、山下（二〇〇九a、一九四頁および一九五頁）では、多様な性格を有するその他有価証券には、金融投資に該当するものと事業投資に該当するものがあり、理論的にはこれらを区別すべきであるが、その他有価証券の多様性に鑑みると係る区別は容易ではないとしていられる。また、斎藤（二〇一三、一七六頁および一七七頁）では、その他有価証券に含まれる事業投資（政策投資株式と呼称し

ている)について、その性格をどのように外形的に証拠づけるかが問題であり、政策投資の切り分けは容易ではないとしつつも、「難しいから区別をやめるとするのは会計基準の役割を放棄した乱暴な議論である」ともしている。

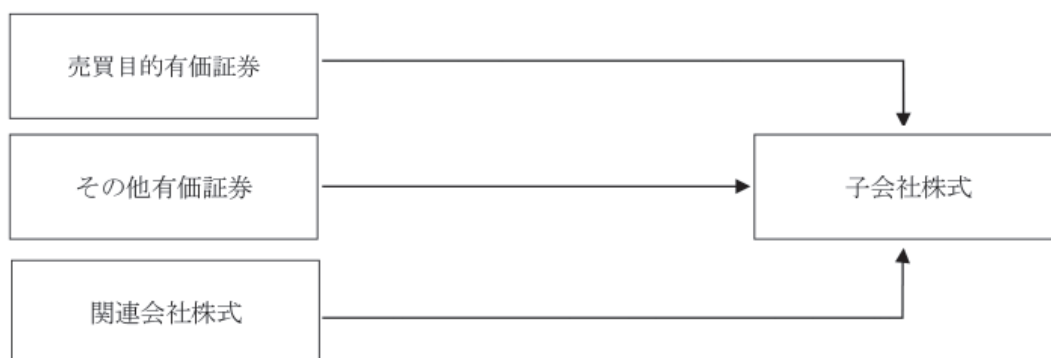
また、関連会社株式に対しては連結財務諸表上、持分法が適用されるが、これにより認識される投資利益がリスクから解放されたものとみなしうるかについては検討の余地がある。例えば関連会社が実施した個別の投資案件について、その成果がリスクから解放された(関連会社が現金等を獲得した)としても、投資企業は、これに対応した現金等を獲得しているわけではないため、持分法によって認識される投資利益がリスクから解放されているとはいえない⁽¹¹⁾。斎藤(二〇一〇)も、「持分法で測定するのは、被投資会社の事業を自社の事業の一環とみた投資の成果であつて、単なる株式投資の成果ではない」(二七八頁)として、持分法が一般的な持分投資の測定方法とは異なる旨を指摘する。以上のように、現行の日本基準においては、持分投資の会計処理は保有目的別に規定されているが、これは事前に期待する成果という観点から投資を二分類する考え方に支えられているものであるといえる。ただし、その考え方が持分投資の会計処理全般に一貫しているわけではなく、その他有価証券の公正価値測定や関連会社株式に連結上適用される持分法のように、測定値や再測定差額の取扱いについて異なる根拠に支えられている部分もある。

3. 段階取得の会計処理規定

基準第二一号(二五項)によれば、段階取得が行われた際の会計処理は、次のように規定されている。

- (a) 個別財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額を被取得企業の取得原価とする。

【図表3】段階取得による有価証券の保有目的区分の変更



(b) 連結財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における公正価値をもって、被取得企業の取得原価とする。なお、当該被取得企業の取得原価と、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額（持分法適用関連会社と企業結合した場合には、持分法による評価額）との差額は、当期の段階取得に係る損益として処理する。

上記に加えて、【図表3】に示したように被投資企業に対する支配の獲得は、委員会報告第一四号において有価証券の保有目的区分の変更¹²としても規定されている（八〇項）。

以下では、【設例】に条件(3)を追加して、段階取得時の会計処理を確認することとする。

(3) P社はX三年三月三十一日において、S社株式八〇%を一二二〇で現金購入した¹³。なお、同日における非支配持分投資（二〇%）の公正価値は三三〇であった。S社はX三年三同期に五〇〇の当期純利益を計上した。これ以外に純資産の変動要因はなかった。

(3) 追加購入時：保有目的の変更

(借) 子会社株式	1,650	(貸) 現金	1,320
		売買目的有価証券	220
		有価証券評価益	110

・ S社株式が売買目的有価証券に分類されていた場合

株式の追加取得によって持分比率が増加し、売買目的有価証券が子会社株式（支配持分投資）に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の公正価値で振り替え、これに伴う差額は振替時の損益として処理することとされている（委員会報告第一四号、八七項）。よって上記の仕訳のとおり、P社が過去に購入したS社株式は、追加購入日における公正価値で子会社株式に振り替えられ、再測定に伴う差額は損益として処理することとなる。結果、P社の個別貸借対照表では、S社株式はその全体が公正価値一六五〇で計上されることとなり、過去に購入した二〇%分のX二年三月末の公正価値二二〇とX三年三月末の公正価値三三〇との差額が損益として処理されることとなる。¹⁴

この処理は、個別上は個々の取引ごとの原価の合計額を付すこととしている基準二一号の規定とは整合していない。この点について、菊谷（二〇一二）では個別上の保有目的の変更の処理結果を受けて、連結上の段階取得の処理（前述(b)）による「再測定差額は発生しない」（二〇七頁）との見解が示されている。ただ個別上の処理である保有目的の変更の処理が段階取得の処理に優先される点については明確な根拠はなく、むしろ後述するその他有価証券から子会社株式への変更時の処理の根拠を考慮すれば、売買目的有価証券から子会社株式への変更時にも基準第二二号と整合的な処理規定を設けるべきであろう。

(3) 期首：洗替処理

(借)	其他有価証券評価差額金	30	(貸)	其他有価証券	30
追加購入時：保有目的の変更					
(借)	子会社株式	1,510	(貸)	現金	1,320
				其他有価証券	190

・ S社株式が其他有価証券に分類されていた場合

株式の追加取得によって持分比率が増加し、その他有価証券が子会社株式に該当することになった場合には、帳簿価額で振り替える（委員会報告第一四号、八八項）。その他有価証券については、過年度に計上された評価差額について洗替処理が適用されるため（基準第一号、一八項）、上記の一つめの仕訳のように期首の時点でS社株式の帳簿価額は取得原価に戻されている。したがって、P社が過去に購入したS社株式は、上記二つめの仕訳のとおり取得原価で子会社株式に振り替えられることとなる。結果、P社の個別貸借対照表では、S社株式は原価の合計額である一五一〇で計上されることとなる。

委員会報告第一四号（二八三項）によれば、保有目的の変更における振替時の測定値は、原則として変更前の保有目的区分における評価基準によることとしている。この考え方によれば、その他有価証券から子会社株式への変更時には、売買目的有価証券と同様に振替時の公正価値によって振り替えられ、その際の再測定差額はその他有価証券評価差額金として処理されるはずである。しかしながら委員会報告第一四号（二八三項）では、前述した基準二一号における段階取得の処理規定の中で「個別財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額を被取得企業の取得原価とする」（二五項（二））とされていることから、当該処理と整合性を保つため、その他有価証券を子会社株式に振り替える場合には、例外的に帳簿価額に

段階取得の処理

(借) 子会社株式	140	(貸) 段階取得に係る損益	140
(借) のれん	140	(貸) 子会社株式	140

※当初購入分の公正価値330－取得原価190＝140

(3) 追加購入時（勘定科目名の変更処理）

(借) 子会社株式	1,510	(貸) 現金	1,320
		関連会社株式	190

よることとしている。このような根拠によるのであれば、前述した売買目的有価証券から子会社株式への変更についても、同様に規定しなければならないはずであり、理論的に見て考え方が一貫していない。¹⁵⁾

次に、連結財務諸表上の段階取得の処理が行われる。上記上段の仕訳にあるとおり、当初購入した二〇%分のS社株式は、企業結合日（支配獲得日）の公正価値で再測定され、再測定差額は当期の段階取得に係る損益として処理することとなる。結果、P社の連結財務諸表作成上、S社株式はその全体が支配獲得日の公正価値である一六五〇で測定され、これが被取得企業S社の取得原価となる。S社株式自体は資本連結（基準第二三号、二三項）によって消去されるが、段階取得の処理によるS社株式の増加額は、のれんとして処理する（企業会計基準適用指針第一〇号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」、設例4）。この処理の根拠については後述する。

・S社株式が関連会社株式に分類されていた場合

基準第一〇号（一七項）では、子会社株式と関連会社とは同一の保有目的区分として括られており、これを受けて委員会報告第一四号において関連会社株式から子会社株式への変更は、保有目的区分の変更とは捉えられていない。そこで、

持分法：開始仕訳（×3年3月期）

（借）子会社株式 10 （貸）利益剰余金 10

持分法：当期純利益の振替（×3年3月期）

（借）子会社株式 100 （貸）持分法による投資損益 100

※S社当期純利益500×持分比率20%＝100

持分法：のれんの償却（×3年3月期）

（借）持分法による投資損益 10 （貸）子会社株式 10

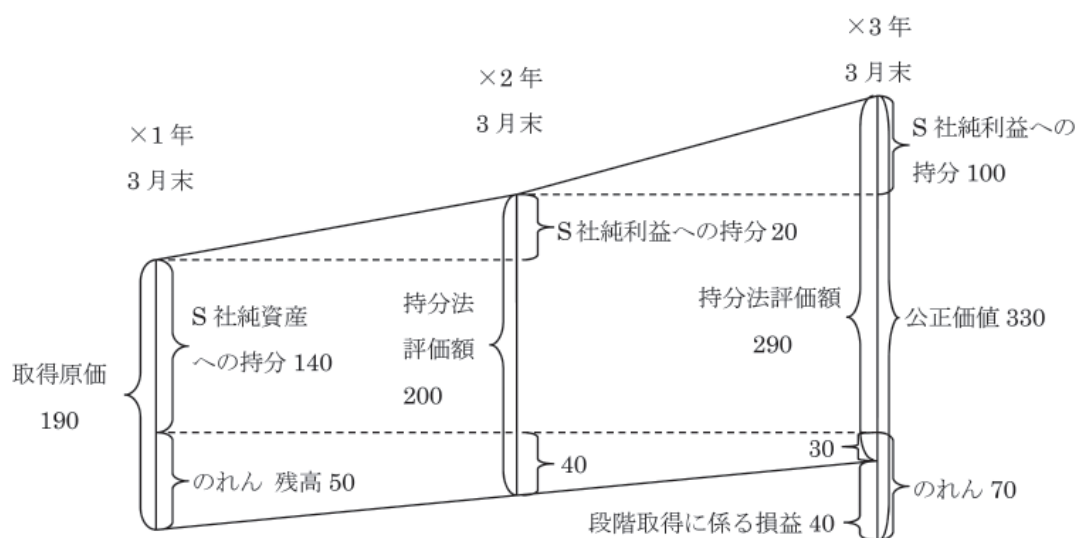
段階取得の処理

（借）子会社株式 40 （貸）段階取得に係る損益 40

（借）のれん 40 （貸）子会社株式 40

※公正価値330－持分法評価額290＝40

【図表4】 関連会社株式に分類されたS社株式の金額の推移



基準第二一号の規定に従い、P社の個別貸借対照表では、S社株式は原価の合計額である一五二〇で計上されることとなる（関連会社株式から子会社株式への名称変更のみ行う）。

次に、連結財務諸表上の段階取得の処理が行われるが、当初購入したS社株式は公正価値で再測定する前に、支配獲得日における持分法評価額算定のため、持分法を適用する必要がある（基準第二一号、二五項（二））。その後、持分法評価額と支配獲得日の公正価値との差額が段階取得に係

る損益として処理される。ここまでの処理を反映した当初購入分のS社株式の測定値の推移は【図表4】のとおりである。

4. 段階取得の会計処理の根拠

以上で確認したとおり、段階取得が行われた場合、支配獲得前から保有する非支配持分投資を支配獲得日の公正価値で再測定することが求められ、さらに測定差額は損益として処理することが求められる。そもそも、段階取得の処理をめぐっては(a)公正価値による再測定を行うか否かという論点と(b)再測定を行うとして、測定差額を損益として扱いか否かという論点が存在する。これらの論点に対して、我が国の制度が前述のような取扱いを採用した根拠は何であろうか。

この点、基準第二一号（八九項）では、「支配を獲得したことにより、過去に所有していた投資の実態または本質が変わったものとみなし、その時点でいったん投資が清算され、改めて投資を行ったと考えられる」として、段階取得による支配の獲得について、支配獲得日の公正価値による投資の清算と再投資の擬制を行う考えが示されている。非支配持分投資の公正価値による清算（売却）を擬制することにより、(a)については公正価値による再測定を要求し、(b)については再測定差額を損益（売却損益）として処理するということができる。前述のように、持分投資の会計処理方法の基礎には、事前に期待した投資成果の観点から事業投資と金融投資に資産を分類する考え方があ。確定基準となる前の企業会計基準公開草案第二六号「企業結合に関する会計基準（案）」（以下、公開草案第二六号）では、関連会社に対する支配を獲得した場合、「…支配を獲得するに至っても事業投資という性格は変わらず、当該

被取得企業に対する投資は継続している」（八九項）ものと考え、支配を獲得するに至った個々の取引の原価合計額をもって、被取得企業の取得原価とすることが提案されていた（二五項）。すなわち、支配の獲得によって金融投資から事業投資へと投資の性質が変化するケースについては、清算と再投資の擬制により公正価値での再測定と測定差額の損益処理を行う一方で、事業投資としての性質が継続していると認められる場合には取引擬制を行えないので、再測定も行わないという考え方である。この考え方は、持分投資の会計処理の基礎にある考え方と整合的に段階取得の会計処理を規定しようと試みるものであり、山下（二〇〇九^a、一九五頁）でも事業投資・金融投資間での投資の性質の変化が、再測定と測定差額の損益処理を行う契機となる可能性が指摘されている。ただ有価証券の保有目的別の会計処理を前提とした場合、事業投資と金融投資のいずれかに明確に分類することのできないその他有価証券については、子会社株式（事業投資）への変化があっても公正価値による再測定の適否を明確に判断できないという問題が生じる。

また基準第二二号（九〇項）では、公開草案に対して「…段階取得によって支配を獲得しても、過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったものとみなせない場合も多く、投資は継続していると考える方が適当である」という意見が寄せられた」ことなどから、非支配持分投資の性質に応じて段階取得の会計処理を規定するというアプローチではなく、非支配持分投資の性質（または保有目的）に捕らわれず、一律に同じ取扱いをするというアプローチを採用した。事業投資としての性質が継続していると認められる関連会社株式から子会社株式に変化するケースについて、公正価値による再測定と測定差額の損益認識を要求するのは行き過ぎであり、公開草案第二六号で提案されていた関連会社に対する支配を獲得したときのみ再測定を行わないという処理を採用すべきようにも思える。しかしながら、すでに同様の処理を採用していた国際的な会計基準とのコンバージェンスを図るといふ観点から、公開草案第二六

号の提案は採用されることはなかった。

IFRS3⁽¹⁶⁾では、「ある企業に対する非支配投資の保有からその企業に対する支配の獲得への変化は、その投資の性質およびその投資を取り巻く経済的な環境の重要な変化である」。その変化からすると、その投資の分類および測定が変化するのは当然のことである」(par.BC384)として、支配獲得前に非支配持分投資がどのように会計処理されていようと、一律して支配獲得日の公正価値で再測定する方法を採用している(par.42)。すなわち、IFRS3では「事前に期待する投資の成果」ではなく、「支配の有無」によって投資の性質を捉えている。この考え方と整合的な処理を採用した現行の日本基準では、個別財務諸表における持分投資の会計処理の基礎にある考え方と段階取得が行われた際に連結財務諸表上で行われる会計処理の基礎にある考え方が一貫していないという問題が生じている。そしてこの問題は、さらに「段階取得に係る損益」をどのような性格の損益として捉えるべきかという問題を生じさせている。段階取得に係る損益が投資の性質が変化した場合にのみ認識される項目であったならば、売却取引(の擬制)から生じた「売却損益」としての性格を見出すことができたかもしれない。しかし現行の日本基準では、投資の性質が変化しただけとはいえない場合であっても、段階取得に係る損益が生じることになる。このような段階取得に係る損益は、その性格を説明することが困難であり、山下(二〇〇九a)にあるように、「∴事業投資と金融投資といった投資の性質の概念とはうまくなじまないもの」(二九八頁)であるといえる。菊谷(二〇一一)の指摘にあるように、「単に『再測定差額に過ぎない』(一一二頁)という漠然とした位置づけを与えざるを得ないのかもしれない。

【図表5】段階取得に係る差損益の計上企業と連結純損益への影響

2011年3月期	差益計上企業	差損計上企業	全体
企業数	24社	15社	39社
連結純損益に対する比率	12.77%	3.10%	9.05%

2012年3月期	差益計上企業	差損計上企業	全体
企業数	27社	16社	43社
連結純損益に対する比率	16.55%	10.54%	14.31%

2013年3月期	差益計上企業	差損計上企業	全体
企業数	28社	15社	43社
連結純損益に対する比率	8.70%	11.73%	9.76%

Ⅲ 段階取得に係る損益の経済的影響

前節で検討したように、単なる再測定差額に過ぎないともいえる段階取得に係る損益は、連結純利益の一部を構成し企業集団の経営成績に影響することとなる。また冒頭で指摘したとおり、基準第二一号では段階取得に関する規定が導入されて以降の影響調査が課題とされている。そこで以下では、この段階取得に係る損益の経済的影響について、実際の企業の財務情報に基づきながら実態調査の結果を要約する。

【図表5】は、二〇一二年二月期からの三会計期間における段階取得に係る差益または段階取得に係る差損の計上企業と計上年度の連結純損益に占める割合（絶対値の平均）を整理したものである。調査対象企業は、日本基準を適用している東証一部上場企業（三月決算）であり、二〇一一年三月期から二〇一三年三月期のいずれかの連結会計年度において「段階取得に係る差益」と「段階取得に係る差損」のいずれかまたは双方を計上している企業である。なお、双方を計上している企業については、差損益の純額をとった上で一社としてカウントしている。また「連結純損益に対する比率」は、段階取得に係る差益

または段階取得に係る差損の連結純損益に対する比率を絶対値として計算し、それぞれのカテゴリー内の比率を平均したものである。したがって、この数値の中では「差益を計上したが連結純損失であった企業」や「差損を計上したが連結純利益であった企業」は区別されていない。

三会計期間を通じて段階取得に係る差益または段階取得に係る差損を計上している企業は、四〇社前後となっている。また三期間とも差益計上企業数が差損計上企業数を上回っている。他方、連結純損益に対する比率については区々となっており、差益計上企業では二〇一二年三月期が最大の二六・五五%となっている一方、差損計上企業では二〇一三年三月期の一一・七三%が最大となっており、この年度では差益計上企業よりも差損計上企業の受けている影響が大きくなっている。ただ全体平均としてみる限り、いずれの会計期間も連結純損益の一〇%近くあるいはそれ以上の額の段階取得に係る差益または段階取得に係る差損が計上されているのは注目に値しよう。この影響度合いは決して小さくなく、段階取得に係る差益の計上によって連結純利益となった企業や、逆に段階取得に係る損失の計上によって連結純損失となってしまった企業も存在する可能性を示唆している。

そこで次に、調査対象企業のうち段階取得に係る差益または段階取得に係る差損の比率が大きかった上位一〇社を、各年度別にランキングしたものが【図表6】である。「段階取得に係る損益」では差損を負の値として表記しており、「連結純損益」では純損失を負の値として表記している（金額の単位はいずれも百万円である）。そして「対連結純損益比率」では、各社の連結純損益に対する段階取得に係る損益の比率を絶対値で示している。二〇一二年三月期の第一生命保険や二〇一三年三月期の大王製紙にとつては、段階取得に係る差益の対連結純損益比率が一〇〇%を超えてい

【図表 6】各年度別の連結純損益への影響度合一覧

順位	2011年3月期	段階取得に係る損益	連結純損益	対連結純損益比率
1	双日	10,307	15,981	64.50 %
2	ダイワボウホールディングス	884	1,403	63.01 %
3	東邦亜鉛	2,266	7,545	30.03 %
4	日本水産	238	-921	25.84 %
5	理想科学工業	1,293	6,288	20.56 %
6	住生活グループ	3,009	15,779	19.07 %
7	光通信	98	-701	13.98 %
8	日本製粉	789	6,026	13.09 %
9	システナ	288	2,957	9.74 %
10	日立国際電気	451	-5,065	8.90 %

順位	2012年3月期	段階取得に係る損益	連結純損益	対連結純損益比率
1	第一生命保険	23,116	20,357	113.55%
2	大王製紙	3,532	-5,321	66.38%
3	住生活グループ	1,118	1,868	59.85%
4	第一工業製薬	-95	165	57.58%
5	東京海上ホールディングス	-2,762	6,001	46.03%
6	保土谷化学工業	622	1,623	38.32%
7	共立印刷	233	824	28.28%
8	日本電話施設	291	1,068	27.25%
9	エイチ・ツー・オー リテイリング	260	1,057	24.60%
10	ワイエイシイ	-50	343	14.58%

順位	2013年3月期	段階取得に係る損益	連結純損益	対連結純損益比率
1	大王製紙	19,411	15,109	128.47%
2	日本電子材料	-90	-172	52.33%
3	三井製糖	-2,121	4,451	47.65%
4	ブラザー工業	-3,843	17,826	21.56%
5	共英製鋼	-417	2,069	20.15%
6	エーアンドエーマテリアル	104	-581	17.90%
7	豊田通商	10,143	67,432	15.04%
8	平和不動産	336	2,455	13.69%
9	ニチモウ	96	728	13.19%
10	TOWA	89	691	12.88%

る。すなわち、これらのケースでは段階取得に係る差益によって連結純利益が計上される結果となっている。

第一生命保険では二〇〇八年一月よりの Tower Australia Group Limited の二八・九六%の持分を有しており、同社を持分法適用関連会社としてきた。その後、二〇一二年五月に株式の追加取得を行って同社を完全子会社化した（併せて TAL Limited に社名を変更した）。TAL limited は持株会社であったことから、同社の傘下にあつた一二社も第一生命保険の連結の範囲に含まれることとなった。第一生命保険の第一一〇期有価証券報告書の記載によれば、前述の二八・九六%の持分については「支配獲得時までの取得価額」が一九六二三百万円とされており、これに段階取得に係る差益二二一・一六百万円を加えた四二七三九百万円が支配獲得日における公正価値ということになる。関連会社に対する支配を獲得した場合には持分法評価額と支配獲得日における公正価値との差額が段階取得に係る損益として処理される（基準第二号、二五項（二））。したがって、支配獲得前に保有していた二八・九六%の持分の「支配獲得時までの取得価額」一九六二三百万円は、持分法による測定値ということになる。

また大王製紙では、それまで多くが関連会社であつた複数の出資先の株式を北越紀州製紙株式会社より二〇一二年七月に取得し、合計二九社に対する支配を獲得した。これはグループのガバナンス強化等の観点から、従来のグループ企業の資本関係を一層強固なものとするべく行われた株式取得である。二〇一三年三月期に計上された一九四一百万円の段階取得に係る差益は、一連の株式取得に伴って生じたものである。

第一生命保険では、単一の企業（およびその傘下の企業）の取得から差益を計上しているのに対し、大王製紙では多数の企業（およびその傘下の企業）の取得から差益を計上している。このような相違はあるものの、両社はいずれも段階取得によって連結業績が黒字化している企業である。過去から非支配持分投資を保有している投資先に対する支配

を獲得すれば、過去から保有し続けている非支配持分投資の公正価値測定が行われる。持分投資の帳簿価額と公正価値との差が大きいほど連結純損益に対する影響は大きくなり、本節でみたように連結純損失が段階取得に係る差益によつて連結純利益へと転換することもありうる。特に、古くから保有する持分投資については多額の差益が生じやすく、連結純損益を大きく好転させる効果を有すると考えられる。段階取得がもたらす効果は、企業集団の経営成績に多大な影響を及ぼしうることから、それ自体が段階取得を行う目的になりかねないという可能性を孕んでいるといえよう。

IV むすび

以上、本稿では現行の日本基準を前提に、段階取得における持分投資の一連の会計処理と、会計処理の結果として計上される段階取得に係る損益の経済的影響についての実態調査を行った。

まず、非支配持分投資の会計処理を題材に、持分投資の会計処理方法を保有目的別に規定している基準第一〇号の基礎にある考え方を確認した。事前に期待した投資の成果という観点から資産を事業投資と金融投資に分類する考え方は、保有目的別の会計処理を説明する枠組みとして有力であるが、その他有価証券のように事業投資または金融投資のいずれかに明確に分類することが困難な保有目的もあり、その意味でこの考え方による統一的な会計処理の説明には限界がある。また、段階取得による支配獲得時には、委員会報告第一四号における保有目的区分の変更の処理と基準第二一号における段階取得の会計処理規定との関係が問題となった。保有目的変更の処理と段階取得の処理とは必ずしも整合しない部分があり、また段階取得の処理規定の基礎には、前述の資産分類に基づく清算と再投資の擬制

という考え方があった。このため公開草案第二六号では事業投資が継続していると認められる、関連会社株式から子会社株式へと変化するケースについては、公正価値による再測定を求めないことを提案していたが、確定基準である基準第二一号では、日本基準の考え方とは異なる「支配の獲得を重要な経済事象と位置づける」IFRS3と整合的な会計処理を採用した。その結果、段階取得に係る損益には、一貫した考え方に根拠づけられていない単なる再測定差額としての性格しか認められなくなってしまう可能性がある。その一方で、段階取得に係る損益は連結業績にも影響を及ぼす。

そこで、近年の日本基準に基づく段階取得の処理結果を調査した結果、段階取得に係る損益の連結純損益におよぼす影響は大きく、場合によっては企業集団の経営成績である連結純損益を逆転させるほどの多額の差益が生じているケースもあることが明らかになった。他方、連結純利益が純損失になるほどの差損の計上はなかった。段階取得は単に企業結合の一類型に過ぎないにもかかわらず、一括的に支配を獲得する場合とは異なり、段階的に達成される支配の獲得が、企業集団の経営成績を左右するという特徴を有する点には注意を要する。そして、投資の成果とは位置づけがたい項目によって企業集団の経営成績が左右されるという事実は、連結純損益がどのような性格をもった企業集団の経営成績であるのかという、大きな問題を提起する。段階取得に係る損益が段階取得そのものを行う目的になりかねないという危険性にも注意しなければならないであろう。

- (1) 二〇一四年八月現在、ASBJから企業結合に係る実態調査の結果等に関するアナウンスはない。
- (2) 現行の日本基準においては、「時価」という用語が用いられているが、これを「公正価値」に置き換えることが提案され

ている（企業会計基準公開草案第四三号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」）。以下、公開草案第四三号）。公開草案第四三号（四項）によれば、公正価値とは「測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格…（出口価格）」をいい、国際的な会計基準の定義と同じく、出口価格（exit price）としての性格を明示している。ただし、「時価」と「公正価値」とは、文言の違いこそあるものの、その考え方に大きな違いはないと理解されてきた（公開草案第四三号、二七項）という背景に鑑み、本稿では、「時価」と「公正価値」を同じ測定値として位置づけて、「公正価値」に統一して用いることとする。なお、企業結合会計における公正価値測定をめぐる論点については、小阪（二〇一三）で考察を加えている。

(3) 委員会報告第一四号（六五項）では、売買目的有価証券に分類するための厳格な要件を定めている。その要件は、一般に、有価証券の売買を業として行うことが定款の上から明らかであり、かつ、トレーディング業務を日常的に遂行し得る人材から構成された独立の専門部署によって売買目的有価証券が保管・運用されていること（ただし、定款上の記載や独立部署をもたなくても、有価証券の売買を頻繁に繰り返している場合には、当該有価証券は売買目的有価証券に該当する）というものである。このような厳格な要件からすれば、段階取得は売買目的有価証券に対しては起り得ないようにも思える。しかし、現実にもそのようなケースがないとは言い切れず、なにより、委員会報告第一四号（八七項）において、売買目的有価証券から子会社株式への保有目的区分の変更についての規定を設けていることから、このようなケースについても検討する必要がある。

(4) ここではS社の発行済株式の二〇%をP社が売買目的で保有するという状況を想定していることになるが、売買目的で保有する限り、P社の保有比率が何%であってもここでの検討内容が変化することはない。

(5) 例外的に評価損に相当する測定差額については、損失として処理することも認められている（基準第一〇号、一八項）。しかし、この例外処理は従来行われてきた会計処理に配慮したものであって、その他有価証券の測定差額の取扱いに関する基本的考え方に合致した方法ではない。このため本稿では例外処理については検討しないこととする。

(6) 企業会計基準第二五号「包括利益の表示に関する会計基準」（六項）および基準第二二号（三九項）。

(7) 資産を金融投資と事業投資に分類する考え方については、後述する。

- (8) 個別財務諸表上で持分法を適用すべきか否かについての議論もあったが、現行の日本基準においては個別上での持分法適用は認められていない。我が国における議論の展開については、川本（一九九二）や中野（一九九七）が詳しい。しかし、二〇一三年一月に公表されたIASB（2013）では、持分法を個別財務諸表上で適用すべきとの提案がなされており、今後の基準開発において我が国でも個別財務諸表における持分法の導入が検討される可能性がある。
- (9) この点について、斎藤（二〇一〇、六〇頁）では、関連会社株式のような事業投資の対象資産について生じた公正価値の変動は、「成果と関係のない『放棄された機会』なのである」としている。
- (10) 斎藤（二〇一三、四〇頁）では、自由な売買が可能な金融投資は、それ自体が現金等と同等であり、金融投資に生じた公正価値の変動はキャッシュフローと同じ性質を持つとしている。
- (11) この点については小阪（二〇一二）でも指摘している。
- (12) 厳密には、売買目的有価証券およびその他有価証券から、関連会社株式に該当した後で、子会社株式に該当するというケースもありうるが、本稿では検討の対象外とする。
- (13) 支配プレミアムについては、考慮外とする。
- (14) 売買目的有価証券の再測定差額については、切放処理と洗替処理の選択適用が認められているが（委員会報告第一四号、六七項）、ここでは切放処理を採用している。
- (15) 本稿では検討対象外のケースだが、その他有価証券から関連会社株式への変更の際も子会社株式への変更時と同様に処理することとなる。しかし基準第二二号は段階的な支配の獲得について規定しているのみである。段階的な影響力の獲得については、基準第一六号（二六―三項）において、取引ごとの原価の合計額を用いる旨の規定がある。この点からすれば、その他有価証券から関連会社株式への変更時の例外処理については、基準第一六号との整合性を根拠とすべきであろう。ただし整合性を図るべきとしても、原価の合計額を用いることとした明示的な根拠が基準第一六号に示されていないという問題点が残る。
- (16) IFRS3における段階取得の会計処理に関する問題をめぐっては、小阪（二〇〇九）で検討している。

【参考文献】

- Edwards, E. O. and P. W. Bell (1961) *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press.
- Feltham, G. A. and J. A. Ohlson (1995) Valuation and Clean Surplus Accounting for Operating and Financial Activity, *Contemporary Accounting Research*, Vol.11, No.2, CAAA.
- IASB (2008) International Financial Reporting Standard 3, *Business Combinations*, IASB.
- IASB (2013) Exposure Draft, *Equity Method in Separate Financial Statements Proposed amendments to IAS27*, IASB.
- Penman, S. (2001) *Financial Statement Analysis and Security Valuation*, McGraw-Hill, 杉本徳栄、井上達男、梶浦昭友訳 (二〇〇五) 『財務諸表分析と証券評価』白桃書房。
- 川本淳 (一九九二) 「持分法の意義と問題点—個別決算への適用—」『会計』第一四二巻第三号、森山書店、一一九頁—一三八頁。
- 企業会計基準委員会 (二〇〇六) 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇〇八 a) 企業会計基準公開草案第二六号 『企業結合に関する会計基準 (案)』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇〇八 b) 企業会計基準第一〇号 『金融商品に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇〇八 c) 企業会計基準第一六号 『持分法に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一〇) 企業会計基準公開草案第四三号 『公正価値測定及びその開示に関する会計基準 (案)』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一〇) 企業会計基準適用指針公開草案第三八号 『公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針 (案)』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一三 a) 企業会計基準第二一号 『企業結合に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一三 b) 企業会計基準第二二号 『連結財務諸表に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一三 c) 企業会計基準第二五号 『包括利益の表示に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一三 d) 企業会計基準適用指針第一〇号 『企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指

針』企業会計基準委員会。

菊谷正人(二〇一一)「段階取得の会計処理における問題点」『経営志林』第四八巻第一号、法政大学経営学会、一〇三頁―
一四頁。

小阪敬志(二〇〇九)「IFRS3における段階取得の会計処理に関する一考察」『産業経理』第六九巻第二号、産業経理協会、
一七〇頁―一七九頁。

小阪敬志(二〇一一)「関連会社投資会計の動向と課題」『商学論纂』第五三巻第三・四号、中央大学商学研究会、四九一頁―
五一頁。

小阪敬志(二〇一三)「企業結合会計における公正価値測定に関する一考察」『政経研究』第五〇巻第三号、日本大学政経研究所
三一九頁―三四五頁。

斎藤静樹(二〇一〇)『企業会計とディスクロージャー』第四版』東京大学出版会。

斎藤静樹(二〇一三)『会計基準の研究 増補改訂版』中央経済社。

辻山栄子(二〇〇五)「第二部第六章 財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編『詳解 討議資料 財務
会計の概念フレームワーク』中央経済社。

辻山栄子(二〇一三)「現代会計のアポリアー対立する二つのパラダイム」『早稲田商学』第四三四号、早稲田商学同攻会、
一六三頁―一九四頁。

中野貴之(一九九七)「個別会計および連結会計における持分法の適用」『早稲田商学』第三七二号、早稲田商学同攻会、一二九
頁―一五八頁。

日本公認会計士協会(二〇一一)「会計制度委員会報告第一四号『金融商品会計に関する実務指針』」日本公認会計士協会。

山下奨(二〇〇九a)「持分の段階取得と損益認識」『商学研究科紀要』第六八号、早稲田大学大学院商学研究科、一八七頁―
二〇五頁。

山下奨(二〇〇九b)「債券の保有目的の変更に関する会計処理とリスクからの解放概念との整合性」『商学研究科紀要』第六九

政経研究 第五十一卷第二号（二〇一四年十月）

一四二（三七二）

号、早稲田大学大学院商学研究科、三〇九頁―三二三頁。